

地方創生には生産性の向上が不可欠です

7月16日から8月24日まで、

11地区にて「復興後のまちづくりに向けた市政懇談会」を開催しました。いただきました貴重なご意見・ご提言はできる限り総合計画に反映してまいります。

懇談会の席上でも触れましたが、人口減少・少子高齢化時代における持続するまちづくりには、働く人の割合が減少します。行政・福祉サービスを維持するため生産性向上が不可欠です。このため、企業誘致・起業・交流人口の拡大・ICTなど進んだ科学技術を取り入れるなど、するべきことはたくさんあります。さらに国・都道府県レベルでの取り組みであり、最低賃金を継続して増加させることも大変重要であることが認識されています。

政府も、平成29年3月28日の働き方改革実現会議において、「年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていくような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上などのための支援や取引条件の

改善を図る」としています。

ちなみに、最近の岩手県の最低賃金の変遷をみますと、平成15年から26年までは0円から13円増、率にして0%から2%の上昇であり、あまり変化はありませんでした。ところが、地方創生が始まった平成27年から令和元年までは17円から28円増、3%台の上昇へと変わりました。これは、政府による働き方改革と地方創生（持続するまちづくり）の政策が反映されたものであります。

最低賃金の増加により、事業所は、生産性向上のため新たな取り組みを始める契機となりまじ、働く人は、新たな知識・働き方が求められます。このように最低賃金の増加は生産性向上に向けて背中を押す役割があります。

最低賃金が上昇するなか、東京圏と地方の格差が徐々に解消されれば、東京一極集中の是正にもつながるものと考えられます。なぜなら、人々は高い賃金を求めて移動するからです。

東京都と岩手県の最低賃金格

差ですが、平成15年には東京都は岩手県の1.17倍でした（東京708円、岩手605円）。その後格差が開き続け、平成26年には最大1.31倍まで拡大しました（東京888円、岩手678円）。これでは地方の悩みである人口流出が止まるどころか、流出が加速されます。地方創生が始まった平成27年以降は、少しずつではありますが格差が縮小し、昨年の賃上げ後には1.28倍となりました（東京1,013円、岩手790円）。格差縮小とはいえ、5年間でわずか0.03ポイントの解消でした。この間も東京への流入人口が増加しています。

都道府県における最低賃金を富士山に例えますと、東京都が頂上、大都市圏は斜面、地方は裾野になっています。最低賃金の格差解消に向けて、国・都道府県が動き始めましたが、全国的な平準化には長い年月がかかることが想像させられます。

今後は、毎年、国・都道府県レベルにより最低賃金が適切に設定されるよう注視するとともに、地方創生は、今を生き働く我々の生産性向上とまちづくりへの努力にかかっています。このことを忘れず日々努めてまいります。

合同労働相談会のお知らせ

岩手弁護士会、法テラス岩手、岩手県社会保険労務士会、岩手県労働委員会、岩手労働局による合同の労働相談会を下記により開催します。弁護士、社会保険労務士、岩手県労働委員会委員などが労働相談を受けます。

▷日時＝10月4日(日)午前10時から午後3時(午後2時受付終了) ※事前予約に協力ください

▷会場＝アイーナ(盛岡市)

▷その他

- ・相談会に来られない人には、電話相談も行います。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止や延期となる場合があります。

▷問い合わせ先＝岩手県労働委員会事務局

・事前予約＝☎0120-610-797

・電話相談＝☎0120-980-783※携帯電話からは、☎019-604-3002

司法書士無料法律相談のお知らせ

岩手県司法書士会では、法の日(10月1日)を記念して、下記のとおり無料法律相談を行います。

※電話による相談も受け付けます。

▷日時＝10月3日(土)午前10時～午後3時

▷相談範囲

- ・民法関係＝土地売買、金銭貸借、(根)抵当権、親族(結婚、離婚、親子)、相続など
 - ・会社法関係＝会社設立、増資や組織変更手続き
 - ・訴訟関係＝土地の境界問題、借地・借家トラブル、自動車事故、金銭回収、少額訴訟手続など
- ※登記手続、訴訟書類の作成手続、簡易裁判所の手続代理に関連して相談を行います。

▷会場＝防災観光交流センター(おおふなぼーと)

▷問い合わせ先＝岩手県司法書士会(☎019-622-3372)

▷電話相談(10月3日のみ)

(☎0120-823-815または☎019-623-3355)